

## 岩見沢市公設卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 岩見沢市

事 業 名 : 公設卸売市場事業

策 定 日 : 令和 4 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 月 日	昭和47年10月1日
職 員 数	0 人 (指定管理者制度採用のため)	市 場 種 別 区 分	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	—	次 回 再 整 備 予 定 年 度	—
広 域 化 実 施 状 況	—		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	—	
	イ 指定管理者制度	市場管理業務全般	
	ウ PPP・PFI	—	

## (2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売 上 高 割 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	岩見沢市公設卸売市場条例に定めるとおり(卸売金額の1,000分の5) ※ただし、卸売業者の経営不振のため令和元年11月より全額減免している。	
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	岩見沢市公設卸売市場条例に定めるとおり。1㎡あたり、卸売業者売場は140円、冷蔵庫は360円、 青果貯蔵庫は340円、事務所は260円、倉庫は80円、附属営業人は210円、低温貯蔵庫は890円、荷 捌配送所は870円。 ※ただし、卸売業者の経営不振のため令和元年11月より全額減免している。	
使 用 料 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令 和 元 年 1 0 月 1 日	



(2) 使用料収入の見通し

卸売業者の経営不振を理由に売上高割使用料及び施設使用料について、令和2年度より全額減免としている。現在、卸売業者において経営改善に取り組んでおり、メインバンクとの協議により令和4年～令和13年の10年間の「経営改善計画書」を令和4年6月に策定したところである。本計画では、債務超過の解消に時間を要することから、売上高割使用料は10年間全額減免、施設使用料は令和8年まで全額減免、令和9年度より一部徴収としており、本戦略も同様の見通しとするが、卸売業者の業績見通しについて毎年度報告を受け、令和8年度に見直しを実施する。

単位:千円

種別	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
売上高割使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設使用料		0	0	0	0	0	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
合計		0	0	0	0	0	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116

(3) 施設の見通し

50年経過しており、建物の老朽化が進んでいるため、施設設備の維持のため、現況に即して必要な修繕・整備を行っていく。岩見沢市公共施設再編基本計画では第2期(R8～R17)に方向性の検討を要する施設と位置付けられており、今後施設の再編等について検討の必要性がある。

物件	構造	延床面積 (㎡)	建築年月	経過年数 R4. 3. 31現在
卸売場 (本館)	鉄骨造 平家	3,605	S45. 10	51年
管理棟	鉄筋コンクリート造 一部2階建	1,586	S45. 10	51年
冷蔵庫	鉄筋コンクリート造 天井RC平屋	1,452	S45. 10	51年
冷温室	鉄骨ブロック造 垂鉛葺平家	600	S47. 11	49年
浄化槽ポンプ室	鉄筋コンクリート造 平家	4	S45. 10	51年
荷捌配送庫	鉄骨造 平家建	279	H6. 12	27年
青果低温貯蔵庫	鉄骨造 平家建	494	H6. 12	27年

(4) 組織の見通し

指定管理者制度を採用していることから、専任職員はいないが、商工労政課職員が担当している。市場設置者としての責任を果す観点から、管理監督体制を構築し、施設管理状況について定期的に報告を求めるほか、必要に応じて実地調査を行う。

3. 経営の基本方針

本市場は、「生鮮食料品等の取引の適正化とその健全な運営を確保し、もって消費生活の安定と住民福祉の向上に寄与する」ことを目的に設置した施設である。今後もその役割を果たすため、以下のとおり基本方針を定める。

- 安定した市場運営を行い、市民等への安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に努める。
- 卸売市場の役割を発揮、発信し、生鮮食料品等の消費拡大に向けた取り組みを推進する。
- 市場施設の適正な維持・整備を推進する。
- 卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な運営を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	本市場の設備・施設の状態に合わせて、適切な時期に修繕・合理化・長寿命化を検討する。また、経費については平準化を図る。
---	---	--

- ・ 民間の資金・ノウハウ等の活用を目的に、卸売市場の管理について指定管理制度を継続する。
- ・ 現況に即して必要な修繕・整備等を実施していくとともに、施設の適正な規模を勘案した投資を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	使用料収入の回収
---	----------

・使用料に関する事項:令和元年11月より、使用料は全額減免している。市も協力して卸売業者の売上高増加を図り、経営状況が改善後、使用料の回収を目指す。また、売上高増加のための取組を実施し、売上高割使用料の増加により、繰入額の抑制に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料に関する事項:必要な経費を精査のうえ、指定管理料を見込む。  
 ・維持管理費に関する事項:必要な経費を精査のうえ、安全な市場運営のために老朽化の進む施設の改修、設備の更新等を計画的に実施するための経費を見込む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理者制度を継続していく。必要に応じて合理化等も検討する。
投資の平準化	事業活動が滞ることのないよう投資の平準化を目指す。
広域化	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	現在は使用料を減免しているが、取扱量増のための取組を実施し、使用料の徴収を目指していく。使用料徴収に伴う収支の剰余分については投資財源に充てていく。
企業債	—
繰入金	取扱量増、使用料の徴収により基準外繰入金金の抑制を目指していく。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	—
管理運営費	—
職員給与費	—
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	市民等に生鮮食料品を安定して供給するための食料品流通の基幹的なインフラであり、必要不可欠な事業である。
公営企業として実施する必要性	本市場は生鮮食料品等の取引の適正化及び健全な運営を確保することで、生産及び流通の円滑化と市民の消費生活の安定に寄与することを目的に設置された施設である。このため、今後も取引の公正性や生鮮食料品の安全性等を重視した市場運営を続けていく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5年を目途に適切な事後検証を行うほか、市場事業を取り巻く状況に大きな変化がある場合等、本戦略の内容と乖離が生じる場合には随時更新、修正を行い、戦略が適正な内容となるよう努める。
---------------------	--

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	31,351	36,152	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352
	(1) 営 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,116	1,116	1,116	1,116
	ア 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,116	1,116	1,116	1,116
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	31,351	36,152	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	36,236	36,236	36,236	36,236
	ア 他 会 計 繰 入 金	30,700	35,500	36,700	36,700	36,700	36,700	36,700	36,700	35,600	35,600	35,600	35,600
	イ そ の 他	651	652	652	652	652	652	652	652	636	636	636	636
	2 総 費 用 (D)	31,353	36,151	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352	37,352
	(1) 営 業 費 用	30,181	35,121	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	30,181	35,121	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052	36,052
	(2) 営 業 外 費 用	1,172	1,030	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	ア 支 払 利 息												
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分													
イ そ の 他	1,172	1,030	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)												
	(1) 地 方 債												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金												
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)												
	(1) 建 設 改 良 費												
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	628	628	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	626	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	627	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,116	1,116	1,116	1,116	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的 収 支 分		30,700	35,500	36,700	36,700	36,700	36,700	36,700	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	9,054	10,536	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	21,646	24,964	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
資本的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
合 計		30,700	35,500	36,700	36,700	36,700	36,700	36,700	35,600	35,600	35,600	35,600	